

わけまろくんが、
和気町のことに
お答えします。



自動会話プログラム「わけまろくん」

和気町では、住民サービスと移住・定住促進のため、IBMの人工知能「Watson」を活用した自動会話プログラム「わけまろくん」のサービスを提供しています。「わけまろくん」は、スマートフォンアプリ「LINE」やホームページ上で動作する対話形式のサービスで、利用者が和気町のことを質問すると様々な情報を案内します。

※「わけまろくん」は、現時点では答えられない質問についても、皆様からの質問を学習することで、さらに賢く成長していきます。

◇「わけまろくん」へのアクセス方法

- チャットサイト
和気町公式ホームページのトップページ右上にあるリンクバナー「わけまろくんの部屋」をクリックしてください。
<https://waketown-wake-okayama-jp.com/webchat/>
- LINE
スマートフォンアプリ「LINE」をインストールしたスマートフォンまたはタブレット端末で下記のURLへアクセスして友達申請をしてください。
<https://line.me/R/ti/p/%40kpx0947e>



岡山県和気町

移住PR動画 公開中！！

移住ドラマ編「Wake is a Good Place!」



動画は
こちらから

和気町移住定住情報サイト「WAKESUM(ワケスム)」
<http://www.town.wake-okayama.jp/wakesum/>
YouTube和気町公式ページ
<https://www.youtube.com/user/wake333468>

20180228

子どもたちの成長に合わせた
お役立ち情報を
1冊にまとめた保存版。

妊娠・出産・新生児・乳児・幼児
乳幼児健診 / 予防接種
幼稚園児・保育園児
小学生・中学生・高校生
長期間受けられるサービス
障がい児支援 / ひとり親支援

ステージ毎の
支援施策、相談窓口が
ひと目でわかる

子育て支援・学校施設マップ
<スマホ対応QRコード付き>
病院・公共施設・遊び場マップ

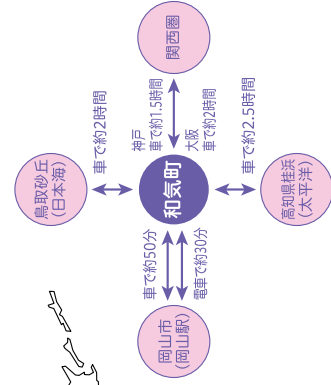
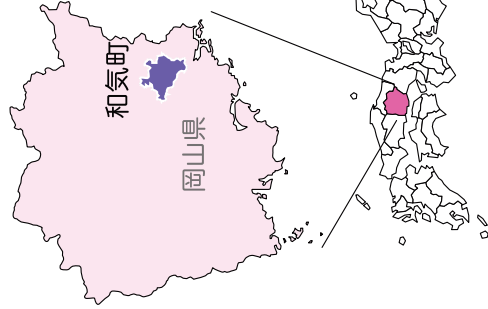
和気で元気。

和気町は子どもたちが元気に育つよう高校卒業まで医療費無料、
幼稚園使用料無料など手厚い支援がいっぱい。

和気町は岡山県の南東部に位置する、人口約1万4500人の小さなまち。子どもたちを地域のたからものとして、町民みんなが見守っているようなやさしい町です。

和気町で

安心、安全、元気いっぱいの子育てしよう。



和気町キャラクター
わけまるくん

0歳から高校生まで。和気町子育てサポート情報誌。

P04～ 妊娠・出産・新生児・乳児・幼児

- 不妊治療支援事業 ●不育治療支援事業 ●風しん予防接種費用助成
- 妊娠届・母子健康手帳の交付 ●妊婦面接・相談 ●母子保健ガイド
- 妊婦・乳児一般健康診査費用の償還払い ●赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)
- 産後ママあんしんケア事業 ●育児相談 ●地区幼児クラブ ●子育て支援センター
- wakeカンガルーひろば ●ママぽっとサロン ●一時預かり ●図書館 ●ブックスタート

P09～ 乳幼児健診

- 乳児前期健診(3～4か月健診) ●乳児後期健診(9～10か月健診)
- 1歳6か月健診 ●2歳6か月健診 ●3歳6か月健診

P10～ 予防接種

- ◆定期予防接種一覧表

P12～ 幼稚園児・保育園児

- ◆町内にこにこ園 ●支給認定 ●幼稚園 ●保育園 ●病児保育

P16～ 小学生・中学生・高校生

- 英語特区 ●無料公営塾 ●オンライン英会話
- 放課後学習支援 ●和気町子ども塾

P18～ 長期間受けられるサービス

- 乳幼児及び児童・生徒等医療費助成制度 ●児童手当 ●ももっこカード
- 小・中学生の就学援助の制度

P20～ 障がい児支援

- 特別支援教育就学奨励費制度について ●障害児福祉手当 ●特別児童扶養手当
- 児童発達支援 ●放課後等デイサービス

P22～ ひとり親支援

- ひとり親家庭等医療費助成制度 ●児童扶養手当

P24～ 子育て支援・学校施設マップ

- ◆こにこ園 ◆子育て支援センター ◆小学校・中学校・高校

P26～ 病院・公共施設・遊び場マップ

- ◆医療機関 ◆公共施設 ◆子どもの遊び場

妊娠・出産・新生児・乳児・幼児

和気町の子育てサポートは、出産前から始まります。

様々な支援制度があるので、必要なものをまとめて手続きの準備をしましょう。



〈生まれるまで〉

不妊治療支援事業

町内に住所を有し、子どもを欲しながら不妊症のために子どもを持つことができない夫婦が、医療保険適応外の不妊治療を受けた場合、その治療費の一部(1回につき15万円を上限)を助成します。

- 【対象者】 下記の(1)～(5)のいずれにも該当する場合が対象者になります。
- (1)岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成が決定され、助成回数内にあること。
 - (2)夫婦のいずれか一方又は両者が助成金の申請の日において、町内に住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。
 - (3)医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。
 - (4)夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。
 - (5)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

不育治療支援事業

1年以上町内に住所を有し、不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、医療保険対象外の不育治療を受けた場合において、その治療費等の一部(1年度あたり30万円、1対象者あたり150万円を限度)を助成します。

- 【対象者】 下記の(1)～(4)のいずれにも該当する場合が対象者になります。
- (1)社会法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関において当該専門医により不育症と診断され、その治療行為を行っていること。
 - (2)助成金の申請日において、町内に1年以上住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。
 - (3)助成金の申請日において、対象者及びその属する世帯の世帯主に町税の滞納がないこと。
 - (4)夫と妻の前年の前年の所得合計が730万円未満であること。

風しん予防接種費用助成

妊娠早期に風しんに感染すると、生まれてくるお子さんが「先天性風しん症候群」に罹患する可能性が高いため、これから妊娠を予定している方やその同居家族等を対象に風しんワクチン接種費用を1人1回限り全額助成します。

- 【対象者】 和気町に住所を有し、19歳以上50歳未満の下記の(1)(2)のいずれにも該当する場合が対象者になります。
- (原則として、風しん罹患歴または予防接種歴がない方)
- (1)妊娠を予定または希望している女性とその同居家族
 - (2)現在妊娠している女性の同居家族



妊娠届・母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら、早めに和気町役場の窓口で妊娠の届け出を行い、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠中の定期健診(公費負担)や乳幼児健康診査・予防接種の時に必要です。

- 【妊娠届受付窓口】 和気町役場 本庁舎 健康福祉課 0869-93-0531
和気町役場 佐伯庁舎 総務福祉課 0869-88-1103
- 【妊娠届に必要なもの】
- ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード等個人番号が記載されたもの
 - ・本人確認書類
(代理人が届けに来られる場合追加で必要なもの)
 - ・委任状
 - ・代理人の本人確認書類

妊婦面接・相談

母子健康手帳交付時に妊娠経過や今後の子育てのことについて話を伺います。交付以降、悩み事等あれば保健師、栄養士が随時相談に応じますので気軽にご連絡ください。

母子保健ガイド

母子健康手帳交付時に同時に交付します。母子保健ガイドには下記の依頼券が開けられており、必要に応じて使用してください。

- ・妊婦一般健康診査(14回)
 - ・妊婦超音波審査(4回)
 - ・妊婦血液検査(2回)
 - ・妊婦クラミジア抗原検査(1回)
 - ・B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査(1回)
 - ・新生児聴覚検査(1回)
 - ・乳児一般健康診査(2回)
 - ・産婦一般健康診査(2回)H30.10～
- ＊妊婦健康診査は必要時応じて検査項目が追加されることがあります。追加項目については自己負担になります。



妊婦・乳児一般健康診査費用の償還払い

県外の医療機関で妊婦健診等を受診された場合、健診費用を償還払いさせていただきます。助成の手続きは和気町役場健康福祉課または佐伯庁舎総務福祉課で行うことができますので、下記(1)～(5)を準備のうえ、役場に備え付けの請求書に必要事項を記入し、提出してください。

- (1)未使用の和気町の母子保健ガイドの依頼票
- (2)健診の領収書(明細のわかるもの)
- (3)母子手帳または健診結果記入欄の写し
- (4)申請者名義の通帳(銀行名、口座番号、講座名義がわかるもの)
- (5)印鑑(シャチハタは不可)

問い合わせ 和気町役場 健康福祉課 0869-93-0531

妊娠・出産・新生児・乳児・幼児

(赤ちゃんが生まれたら)

赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)

生後2か月までの赤ちゃん全員を対象に、乳児のいる家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達をお母さんと一緒に確認し、和気町の親子を支える制度や予防接種について話をします。

出生届提出後に保健師が連絡をさせてもらい、訪問の日程調整をします。

産後ママあんしんケア事業

出産後、自宅に戻った後にも助産師、指定の医療機関等からケアを受けることができます。ケアの費用は町が一部負担します。対象は町内に住所がある出産後4か月以内の母と乳児です。ケアの内容は母の要望、乳児の状態に合わせて実施します。

ケア		問い合わせ	和気町役場	健康福祉課	0869-93-0531
家庭訪問型(2時間/回)	自己負担額	2,000円/回			
宿泊型(1泊2日(昼夕食3食付))	10,000円/泊				
通所型(1日(昼食付))	7,500円/日				

育児相談

窓口や電話にて保健師、栄養士が随時相談を受け付けています。ちよっと気になること、身体計測、食事のことなどお気軽にご相談ください。

子育て支援センターでも月1回保健師が相談に応じています。

実施場所	住所	日程
和気町役場本庁舎 健康福祉課	和気町公所555	随時/連絡先:0869-93-0531
和気町子育てふれあいセンター	和気町政立603-1	毎月第2火曜日 10:30~11:30
佐伯子育て支援センター	和気町栄田410-3	毎月第3火曜日 10:00~11:00

地区幼児クラブ

町内にある未就園の乳幼児とお母さんの会です。内容は地区ごとにそれぞれ幼児クラブの会員で決めています。就園前に子どもの友達作りをしたい、ママ友の輪を広げていきたいという方はぜひ加入してください。入会希望の方、一度見学してみたい方は、健康福祉課までお問い合わせください。

地区	幼児クラブ名	地区	幼児クラブ名
日笠	つくし会	本庄	たけのこ会
藤野	こじか会	和気	すぎのこ会

問い合わせ 和気町役場 健康福祉課 0869-93-0531

子育て支援センター

子育て中の方を応援する場所であり、お母さんと子どもが日中過ごせる場所です。センターは屋内外で過ごすことができますので、赤ちゃんから幼児まで幅広い年齢の子どもが遊んでいます。また、子どもだけでなくお母さん同士の交流の場となっており、日頃の出来事や不安を話し、ママ友の輪を広げています。いつも支援員がおり、子育てする方の強い味方になってくれます。



場所	住所	電話番号	開館曜日	利用可能時間
和気町子育てふれあいセンター	和気町政立603-1	0869-92-0754	月~金	9:00~12:00/13:00~16:30
佐伯子育て支援センター	和気町栄田410-3	0869-88-1158	月~金	9:00~12:00/13:00~16:30

*定期的に支援センター主催の行事があります。月の予定はわけ広報に掲載されています。行事がない日も開いています。

*詳細については、直接支援センターへお問い合わせください。

wakeカンガルーひろば

妊娠中の方や、赤ちゃんのいる方々が気軽にあつまってもらえる集いの場です。親子の健やかな暮らしに役立つテーマをもとに、町内のママさんたちや、助産師や栄養士などのテーマにあわせた専門家と一緒に情報交換しませんか。和気ママさんたちの出合いの場になっていますので、お気軽にご参加ください。それぞれの『ひろば』の詳しい内容や日程は広報わけや直接のお問い合わせでご確認ください。このひろばは町内の子育て支援団体『ママはっとサロン』に委託しています。

クラス名	対象
プレママのひろば	妊娠中の方
プレママ&ママのひろば	妊娠中の方と出産後1年未満の方とその赤ちゃん
あかちゃんひろば	出産後1年未満の方とその赤ちゃん

問い合わせ ひろばの詳細については、ママはっとサロン事務局 杉本(080-1921-0207)まで

ママはっとサロン

赤ちゃんの成長とママの子育てを応援する任意団体です。ママがはっとできる雰囲気の中、『子どもの育ち』を中心に、人と人の繋がりを大切にしたいとの思いで集いの場を企画しています。

子育てからの発信が地域のみんなが会おうきかけとなり、お互いが支え合い、人に優しい町となること、大人の温かな眼差しの中で子どもが伸び伸び育つことを大切にしています。

予約の必要なものもありますので、開催日や詳細は広報わけの掲載や、直接事務局にお問い合わせください。またFacebookでも活動の様子がわかります。

(ママはっとサロン) で検索してみてください。



クラス名	対象	内容
1歳からのひろば	1歳からの子どものとその保護者	子育てのことを一緒に考える集いの場
わんぱーく	子どもから大人まで	季節に合わせた外遊び
すまいる子育て	妊婦さん、子育て中のママ・地域のみなさん	子育てで暮らしを楽しむ講座
すまいるマルシェ	妊婦さん、子育て中のママ・地域のみなさん	手作り小物の販売・惣菜販売・カフェ

問い合わせ ママはっとサロン事務局 杉本(080-1921-0207) e-mail:mamahotsalon@outlook.jp

妊娠・出産・新生児・乳児・幼児

一時預かり

仕事・冠婚葬祭・病気・疲れ・看護・介護等の様々な理由で、保護者が子どもさんの世話が出来ない時に、和氣にここにこ園または佐伯子育て支援センターで、一時的に子どもさんをお預かりする制度です。生後6か月から利用でき、利用日の予約が必要になります。

実施場所	住所	費用
和氣にここにこ園	和氣町藤野463	日額 1800円
佐伯子育て支援センター	和氣町矢田410-3	1時間 700円

＊利用するためには、事前に申込書による登録が必要となります。
申込書・登録及び詳細については、教育委員会でご確認ください。
問い合わせ 教育委員会(佐伯庁舎2階)0869-88-1157

図書館

両図書館ともに育児情報誌・赤ちゃん用絵本等が豊富に揃っており、幼児コーナーで親子でゆっくり楽しむことができますので、お気軽にどうぞ！



和氣町立図書館	佐伯図書館
開館時間 10:00～18:00 休館日 毎週月曜日・祝祭日・月末整理日(土・日・月を除く月末日)・年末年始・特別整理日 住所 和氣町尺所2-7 電話番号 0869-93-0433 行事案内 幼児よみきかせ学級(第1・第3土曜日)15:00～16:00	開館時間 10:00～18:00(平日・土曜日) 9:00～17:00時(日曜日・祝日) 休館日 月曜日・館内整理日(土・日・月を除く月末日)・特別整理日・年末年始 住所 和氣町交井原430-1 電話番号 0869-88-9112 行事案内 おはなし会(第2土曜日)10:30～11:30 よみきかせ会(第2水曜日)10:30～11:00 ...佐伯子育て支援センターにて出張開催

ブックスタート

ブックスタートは、図書館の人が赤ちゃんや保護者の方に、絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。乳児前期健診の時に、赤ちゃんや保護者の方にメッセージを伝えながら絵本を手渡します。



問い合わせ 和氣町立図書館(0869-93-0433)、佐伯図書館(0869-88-9112)

乳幼児健診

下記の健診を和氣町保健センターで、小児科医師・歯科医師にきてもらう集団検診方式で実施しています。生まれ月で日程は決まっており、健診日の1か月前に案内と問診票を郵送します。健診日程は広報わけ・和氣町ホームページで確認できます。

乳児前期健診(3～4か月健診)

【内 容】小児科医の診察・育児相談・離乳食相談・身体計測・お母さんの歯科健診・絵本の紹介(ブックスタート)
【会 場】和氣町保健センター
【受付時間】13:00～13:45

乳児後期健診(9～10か月健診)

【内 容】小児科医による診察・育児相談・離乳食相談・身体計測
【会 場】和氣町保健センター
【受付時間】13:00～13:45

1歳6か月健診

【内 容】小児科医による診察・歯科診察・ブラッシング指導・子どもの心の発達相談・育児相談・離乳食相談・身体計測
【会 場】和氣町保健センター
【受付時間】13:00～13:45

2歳6か月健診

【内 容】小児科医による診察・歯科診察・ブラッシング指導・子どもの心の発達相談・育児相談・離乳食相談・身体計測
【会 場】和氣町保健センター
【受付時間】13:00～13:45

3歳6か月健診

【内 容】小児科医による診察・歯科診察・ブラッシング指導・育児相談・離乳食相談・身体計測
【会 場】和氣町保健センター
【受付時間】13:00～13:45

問い合わせ

和氣町役場 健康福祉課 0869-93-0531

予防接種

予防接種には定期予防接種と任意予防接種があります。
和気町では県内で接種される子どもの定期予防接種費用を全額助成しています。
定期予防接種の間診票を綴っている予防接種手帳を赤ちゃん訪問時
または転入の手続きの際に配布、交換をしています。
接種前に間診票を記入し、病院にご持参ください。

(和気町・備前市以外の医療機関で接種をされる場合の間診票は接種医療機関の指示に従ってください。)

*県外での定期予防接種については全額自己負担となりますのでご注意ください。



定期予防接種一覧表

標準年齢とは、それぞれ予防接種を受ける際、一番適した年齢のことです。できるだけ標準年齢で
受けるようにしましょう。対象年齢とは、定期予防接種として接種できる年齢です。

ヒブワクチン

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
生後2か月～ 60か月(5歳)に至るまで	《接種開始年齢》 生後2か月～7か月に至るまで	【初回接種 3回】 27日～56日あけ、1歳までに3回接種 【追加接種 1回】 初回の3回目接種後、7～13か月あけて接種
	《接種開始年齢》 生後2か月～7か月に至るまで	【初回接種 2回】 27日～56日あけて2回接種
	《接種開始年齢》 生後7か月～12か月に至るまで	【追加接種 1回】 初回の2回目接種後、7～13か月あけて 1回
	《接種開始年齢》 1歳～5歳に至るまで	

備考/初回接種年齢や、2回目・3回目の接種時の年齢により、接種回数が異なるので、主治医と確認を

小児肺炎球菌ワクチン

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
生後2か月～ 60か月(5歳)に至るまで	《接種開始年齢》 生後2か月～7か月に至るまで	【初回接種 3回】 27日以上あけ、1才に至るまでに3回接種 【追加接種 1回】 初回の3回目接種後、60日以上あけて接種
	《接種開始年齢》 生後7か月～12か月に至るまで	【初回接種 2回】 27日以上あけ、2回目は1歳までに接種 【追加接種 1回】 1歳以降、初回の2回目接種後、60日以上あけて接種
	《接種開始年齢》 1歳～2歳に至るまで	【2回接種】 60日以上あけて2回接種
	《接種開始年齢》 2歳～5歳に至るまで	【1回接種】

備考/初回接種年齢や、2回目・3回目の接種時の年齢により、接種回数が異なるので、主治医と確認を

B型肝炎ワクチン

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
生後2か月～ 12か月(1歳)になるまで	生後2か月～9か月まで	【1回目】 【2回目】 初回接種後27日間以上あけて1回接種 【3回目】 初回接種後、139日間以上、且つ2回目接種から6日以上空けて接種

4種混合・2種混合

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
4種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ	生後3か月～ 90か月未満	【1期初回 3回】 20日以上、56日までの間隔で3回接種
2種混合※	11～13歳未満 11～12歳(小学校6年生)	【1期追加 1回】 1期初回の3回目接種後、6か月以上 (標準的には12～18か月あけて接種) 【2期 1回】 2種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチンを1回接種

※4種(3種)混合ワクチンの追加接種

BCG

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
生後1歳に至るまで	生後5か月～8か月に達するまで	【1回】

麻しん・風しん混合(MR)

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
1歳～2歳に至るまで		【1期 1回】
5～7歳未満(小学校入学前の1年間)		【2期 1回】

備考/1期・2期とも対象の年齢に達したら、早いうちに接種を

水痘

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
生後12か月～ 生後36か月(3歳)に至るまで	生後12か月～15か月に至るまで	【初回接種 1回】
	初回接種後、6か月～1年間隔を あける	【追加接種 1回】 初回接種後、6か月～12か月あけて1回接種

日本脳炎

対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数・間隔・受け方・その他
生後6～90か月未満	3～4歳に至るまで	【1期初回 2回】 6日～28日(1～4週)あける
	初回接種後、おおむね1年間隔を あける	【追加接種 1回】 初回接種後、6か月以上、おおむね1年を経過した 時期に1回接種
9～13歳	9～10歳	【2期 1回】

備考/H7.4.2～H19.4.1生まれで接種機会を逃している人は、接種していない回数を定期接種として20歳まで接種できる

幼稚園児・保育園児

和気町の幼稚園・保育園は幼保一体施設になっています。
建屋は同じですが、区分によって利用時間や料金が変わるので、注意しましょう。

町内にここにこ園

園名	住所	電話番号
佐伯にここにこ園	和気町矢田418-1	0869-88-1318
和氣にここにこ園	和気町藤野463	0869-93-1571
本荘にここにこ園	和気町衣笠570	0869-93-0324



佐伯にここにこ園



和氣にここにこ園

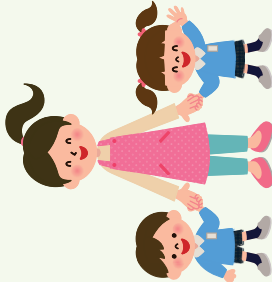


本荘にここにこ園

支給認定

にここにこ園(幼稚園・保育園)を利用する場合は、町から支給認定を受ける必要があります。
(和気町では、支給の認定申請と入園の申し込みを同時に行います。)

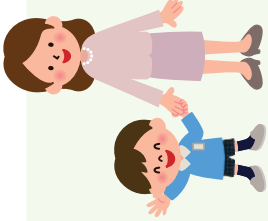
保育の認定区分		実施年齢	在籍区分	支給認定区分
満3歳以上で幼稚園での教育と保育を希望される場合		3歳～5歳	幼稚園籍	1号認定
満3歳以上で「保育園の必要な事由」に該当し保育園での教育と保育を希望される場合		3歳～5歳	保育園籍	2号認定
満3歳未満で「保育園の必要な事由」に該当し保育園での保育を希望される場合		0歳～2歳	保育園籍	3号認定



幼稚園

<開園時間>

8:30～13:30まで
預かり保育希望の方 13:30～18:00時まで(朝は希望により7:30～も可能)



<入園手続き>

- ◎費用
使用料・預かり保育料は無料です。
PTA会費・その他雑費は別途徴収されます。
- ◎申込みについて
支給認定申請書・兼幼稚園・保育園入園申込書が必要です。(児童1人につき1部提出)

保育園

2号認定、または3号認定を受けた場合、保育の必要量(就労時間など)により、「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。保育を利用できる時間や保育料が異なります。

<開園時間>

[保育標準時間] 主にフルタイム(月120時間以上)の就労を想定

保育標準時間	延長保育時間	延長保育料
7:30～18:30まで	18:30～19:00	100円

※7:30～18:30まで最大11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。
※預け始めから最大11時間利用できるとはなりません。

[保育短時間] 主にパートタイム(月48時間以上120時間未満)の就労を想定

保育短時間	延長保育時間	延長保育料
8:00～16:00まで	7:30～8:00 16:00～19:00	100円 30分ごとに100円

- ※8:00～16:00まで最大8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。
- ※預け始めから最大8時間利用できるとはありません。
- ・入園当初は慣らし保育期間があります。保育期間については各にここにこ園にご相談ください。
- ・育児休業の継続利用中の保育時間は、短時間保育時間とし、原則、延長保育・土曜保育は利用できません。

幼稚園児・保育園児

<入園手続き>

◆申込み条件について

保護者が(1)～(4)の条件を全て満たしていないと申込みができません。

- (1)保護者・児童ともに和気町に住民票があり、現に居住していること。
- (2)生後6ヶ月から小学校就学前の乳幼児であること。
- (3)保護者が、「保育を必要とする事由」のいずれかにあてはまり、養育が困難であること。
- (4)乳幼児が健康で日常生活に支障がないこと。

※単に幼児教育・集団生活になれさせるために入園希望といった理由では入園対象になりません。

◆保育を必要とする事由について

- 1 就労(月48時間以上)
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居又は長期入院等している者の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業中に、既に保育を利用していている子どもがいて継続利用が必要であると認められること
- 10 その他、上記に類する状態として町が認める場合



○保育園の入園については、次のような場合がありますのでご了承ください。

- ・申込み人数が定員を超える利用申込みがあった場合は、「保育の必要性」の事由と優先理由の内容を点数化し、施設の状態も踏まえ、町が入園等の利用調整を行います。その結果、第1希望の保育園に待機、または第2・第3希望の保育園に入園となる場合があります。
- ・保育園に入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合があります。
- ・特別の事情のため入園が不適当と決定される場合があります。

◆保育料

[保育料の算定について]

- 4月～8月の保育料は前年度の町民税額、9月～3月の保育料は当年年度の町民税額によって決定しますので、年度途中で保育料が変更になる場合があります。
- 保育料決定にあたり、世帯の状況や、町民税状況について、税務課にて確認させていただきます。
- 保育料の納付は口座から引き落としになります。
- 年度途中で3歳に到達しても保育料は変わりません。

[保育料の減免について]

- 減免の条件・内容 詳しくは、和気町教育委員会までお問い合わせください。

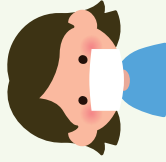
入園・書類等の問い合わせ先 和気町教育委員会 教育総務課 0869-88-1157

病児保育

和気町を越えて14の病児対応型の病児保育施設の利用が可能になりました。子どもが病気にかかった時、保護者の方が仕事を休めず、家庭で保育をできない場合、一時的に病院・保育所など、専用のスペースに預けることができます。

※利用できる施設は岡山県ホームページで確認することができます。施設によって利用できる時間や利用料金に違いがありますので、ご注意ください。

※利用に際し準備するもの等、詳細につきましては各施設へ直接お問い合わせください。



問い合わせ 各病児対応型の病児保育施設

乳幼児健診 詳しくはp09へ

小学生・中学生・高校生

和気町には子どもたちの学習を支援する施策がたくさんあります。特に英語教育に力を入れており、グローバルな人材を育てられるように、和気町全体で取り組んでいます。

英語特区

よりグローバルな人材を地域で育てるため、和気町では、文部科学省より、2016年12月に町内の全ての小・中学校に対し、独自カリキュラムを導入できる特別校指定を受けました。自治体内の全ての小・中学校で特別校指定を受けるのは県内市町村では和気町が初めて。

これを受けて和気町では「英語特区」として、学習指導要領の枠を超えて、子どもたちが4技能（聞く・話す・読む・書く）をバランスよく身につけるための英語教育を行います。

具体的には、各小・中学校への外国語指導助手（ALT）の配置、小学校では英語活動の範囲を全学年に拡大、中学校では英語のみでコミュニケーションを図る授業を導入します。また、ベネッセから提供されるスコア型テスト「GTEC for STUDENTS」を継続的に受検し、日々の英語学習に役立てます。

問い合わせ 和気町教育委員会 学校教育課 0869-88-1157

無料公営塾

町内の小・中学生（小学校5年生から中学校3年生まで）を対象に、毎週水・土曜日に無料で英語の学習ができる公営塾を開講しています。

地域おこし協力隊や地元の大学生が主体となって、英検対策指導や外国人との英会話体験の授業などを行っています。ゲームの要素も取り入れて、楽しみながら英語に接することができるよう努めています。

毎月第3土曜日には、幼稚園・保育園児から小学校4年生までを対象とした「公営塾キッズ」も開講。「幼稚園・保育園児」「小学1年生～4年生」の2クラスに分けて授業をしています。

◎無料公営塾

地区	日時	場所
和気地区	毎週水・土曜日	JR和気駅前の交流施設「エンターウェク」
佐伯地区	毎週火曜日	学び館「サエスタ」

※講師は県内の大学生や外国人留学生、地域おこし協力隊が務めます。

問い合わせ 和気町教育委員会 社会教育課 0869-88-9110



オンライン英会話

近年増え続けている外国人観光客を町全体でおもてなしするため、外国人講師から1レッスン20分（予約制）の個別指導が受けられるオンライン英会話講座（無料）を提供しています。受講時に、和気町役場のサポートスタッフが同席しますので、英会話に自信のない方でも安心して受講していただけます。

受講対象者は、町内の小学校、中学校に通う生徒および「藤まつり」や「関谷学校」で外国人の方によるボランティア活動を行っていたいただける方です。

公民館や学び館「サエスタ」、無料公営塾などで行う講座ですが、自宅にインターネット電話「スカイプ」を利用できる環境があれば、自宅での受講も可能です。

問い合わせ 和気町教育委員会 社会教育課 0869-88-9110



放課後学習支援

小・中学校に学習支援員を配置し、放課後等に補充的な学習指導を行っています。学習支援員は、町民や高校生ボランティアが行っています。ベネッセのノウハウに従って、子ども達が自学自習できる算数・数学の教材の開発も行っています。英語に限らず、しっかりと学力を身につけて、将来社会で活躍できるよう、地域ぐるみで子ども達を応援しています。

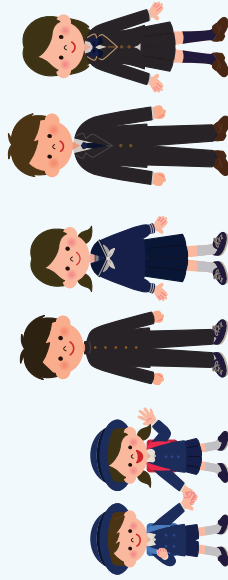
問い合わせ 和気町教育委員会 学校教育課 0869-88-1157



和気町子ども塾

学校と地域、家庭とを結びながら、地域ぐるみで子どもを育てるための活動を行っています。具体的には、地域素材を使った学習プログラム、体験学習の企画などです。

問い合わせ 和気町教育委員会 社会教育課 0869-88-9110



長期間受けられるサービス

子どもが生まれたり、就学した時点から長期間にわたって受けられるサービスがあります。
子どもたちを安心して育てられるように和気町が全力でサポートします。



乳幼児及び児童・生徒等医療費助成制度

子どもの健康な発育・発達を願って、子どもの医療費の自己負担金(保険診療分)が、町・県から支給されます。

【対象】 18歳の誕生日後の最初の3月31日まで

【その他】 県外受診の場合は、役場窓口での申請が必要となります。

問い合わせ 本庁舎住民課医療保険係 0869-93-1128

児童手当

中学3年生までの子どもを養育している人に支給されます。6月・10月・2月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4か月分がまとめて支給されます。

児童の対象	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降 15,000円)
中学生	10,000円

※所得制限限度額以上の場合は特例給付として月額一律5,000円となります。

※毎年6月に、現況届の提出が必要です。

問い合わせ 本庁舎健康福祉課福祉係 0869-93-3681

ももっこカード

妊娠中の方や小学校6年生までの子どもがいる世帯が岡山県内外の協賛店舗で提示すると、子育て応援サービスを受けることができます。

※多子世帯用のカードもあります。

問い合わせ 本庁舎健康福祉課福祉係 0869-93-3681



小・中学生の就学援助の制度

小学1年生～中学3年生まで

義務教育となっている小・中学校の児童・生徒で経済的な理由により就学が困難な方々に対し、国と市町村が必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度があります。

◆認定は、年間所得によって行います。

◆認定の目安は、別記を参考にしてください。

◆認定された場合の援助費の種類は、次のとおりです。

- ・学用品費
- ・新入学用品費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費



「就学援助費交付申請書」に添付するもの

- 1 年間所得(同一世帯全員)がわかるもの(6月1日以降に町役場 税務課で発行の「所得証明書(同一世帯全員)」)
※1月1日以降に転入された方は、1月1日時点で住民票があった住所地での所得証明書
- 2 「児童扶養手当証書」をお持ちの方は、必ずその写しを添付
- 3 生活保護法に基づく保護を受けている方は、「就学援助費交付申請書」の一番下の欄に「生活保護受給中」と記入し、「生活保護受給証明書」を添付

注意事項

- ・就学援助費交付申請にかかる必要書類が、期限までに提出されなかった場合は、4月からの認定になりません。
- ・昨年度の認定者で引き続き援助を希望される方も必ず申請が必要です。
- ・提出は、児童・生徒1人につき1枚の申請書としてください。同一世帯の場合は添付する所得証明書等は1部でかまいません。
- ・年度内でも収入が著しく減少した場合は、学校または教育委員会にご相談ください。
- ・当該申請の審査にあたり、必要に応じて関係機関への照会・住民票及び課税台帳の閲覧をさせていただきます。
- ・1月1日時点で住民票が和気町になかった方は、1月1日時点で住民票があった住所地でその年度の所得証明書(同一世帯全員)を発行してもらってください。

就学援助認定基準目安表

年間の家族全員の収入の合計額が、おおむね下表の金額に該当する方(平成28年度の場合)

世帯人数	家族構成	収入の合計額
2人	父子(小学生1人)、母子(小学生1人)	約160万円未満
3人	父・母・小学生1人	約210万円未満
4人	父・母・中学生1人・小学生1人	約280万円未満
5人	父・母・中学生1人・小学生1人・幼児1人	約310万円未満

※表中の収入の合計額は大体の目安であり、家族構成や年齢等で異なります。

問い合わせ 和気町教育委員会 教育総務課 0869-88-1157

障がい児支援

特別支援教育就学奨励費制度について

この制度は、小・中学校に在籍する障がいのある児童生徒【特別支援学級に入級されている児童生徒】の保護者の方に対して、学校教育に必要な経費の一部を支給するものです。

◎対象者

- ・特別支援学級に在籍されている児童生徒
- ・通常学級に在籍されている、障がいのある児童生徒
(学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度)
- ※なお、就学奨励費の認定になる方は、辞退していただくようになります。

◎申請書類

<奨助を希望される方>

- ・『特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書』
- ※児童・生徒1人に対し、1枚提出してください。
- ・平成29年度所得・課税証明書(辞退される場合は不要)
- ※世帯全員の年間の所得・控除額がわかるもの
(6月1日以降に町役場 税務課で発行したもの)
- ・生活保護法に基づく保護を受けている方は、『生活保護受給証明書』
- <奨助を希望しない方>
- ・『特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書』
- ※氏名、住所、辞退届等を記入し押印したもの

◎奨助経費

- ・学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品費の一部が奨助対象です。
- ※収入額によって認定に段階があり、それに従って支給される奨助費が変わってきます。

問い合わせ先 和気町教育委員会 教育総務課 0869-88-1157



障害児福祉手当

本人または扶養しているの方の所得が基準以下で、日常生活において常時介護を要し、障害厚生年金等を受けていない20歳未満の在宅の重度障害児に手当が支給されます。

特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に重度あるいは中度の障がいがある20歳未満の児童を家庭で監護している保護者に対して、手当が支給されます。(所得制限があります)

児童発達支援

障がい等のある児童に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス

学校に就学している障がい等のある児童に、放課後などに生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

相談窓口 本庁舎健康福祉課福祉係 0869-93-3681
佐伯庁舎総務福祉課 0869-88-1103



ひとり親支援

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の医療費（保険適用分）が1割負担になります。（月額上限あり）

【対象】 和気町に住所がある、以下に当てはまる方

- ・ひとり親家庭の親およびその児童
- ・父母のいない児童
- ・父母のいない児童と同居しこれを監護し、かつその生計を維持している配偶者のない者

【その他】

・所得審査があります（所得税非課税が条件。ただし、年少扶養控除廃止等による調整を行い、所得税課税でも資格が持てる場合があります）。

・毎年、年度更新があります（6月中旬頃）

・県外受診の場合は、役場窓口での申請が必要です。

※児童とは、0歳～18歳未満の子及び18歳到達後、最初の3月末まで高校・高等専門学校に在学する者（ただし、乳幼児等医療が優先）

※高等学校在学中は、最長で20歳の年度末まで対象となります（在学証明書等の提出が必要です）。

相談窓口

本庁舎住民課医療保険係 0869-93-1128
佐伯庁舎総務福祉課 0869-88-1103

児童扶養手当

ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は、20歳未満で一定の障害の状態にある者）について、その児童を監護する父母、又は父母にかわって児童を養育している者に対して手当が支給されます。（所得制限あり）

父又は母が、政令で定める程度の障害にある場合も手当が支給されます。

※毎年8月に、現況届の提出が必要です。

相談窓口

本庁舎健康福祉課福祉係 0869-93-3681
佐伯庁舎総務福祉課 0869-88-1103

memo



子育て支援・学校施設マップ

和気町内にある子育て支援施設・教育施設をまとめました。
QRコードを読み取って、スマートフォンなどでも場所を確認できます。



ここに公園

本荘にここに公園

〒709-0441 岡山県和気郡和気町衣笠570
TEL.0869-93-0324 FAX.0869-92-9343

定員 232名

保護者の送迎

和気ここに公園

〒709-0412 岡山県和気郡和気町藤野463
TEL.0869-93-1571 FAX.0869-92-9342

定員 211名

保護者の送迎

佐伯ここに公園

〒709-0511 岡山県和気郡和気町矢田418-1
TEL.0869-88-1318 FAX.0869-88-1356

定員 107名

保護者の送迎

○幼稚園

8:30~13:30まで
預かり保育希望の方 13:30~18:00まで
(朝は希望により7:30~も可能)

○保育園

[保育標準時間] 7:30~18:30まで
延長保育時間 18:30~19:00
延長保育料 18:30~19:00まで (100円)
※7:30~18:30まで最大11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。
※預け始めから最大11時間利用できるということではありません。
[保育短時間] 8:00~16:00まで
延長保育時間 7:30~8:00, 16:00~19:00
延長保育料 7:30~8:00まで(100円)
16:00~19:00まで(30分ごとに100円)
※8:00~16:00まで最大8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。
※預け始めから最大8時間利用できるということではありません。

※入園当初は概ね1保育期間があります。保育期間については各にここに公園にご相談ください。
※育児休業の継続利用中の保育時間は、短時間保育時間とし、原則、延長保育・土曜保育は利用できません。

子育て支援センター

和気町子育てふれあいセンター

〒709-0441 岡山県和気郡和気町衣笠603-1
TEL.0869-92-0754

利用可能時間 9:00~12:00/13:00~16:30

佐伯子育て支援センター

〒709-0511 岡山県和気郡和気町矢田410-3
TEL.0869-88-1158

利用可能時間 9:00~12:00/13:00~16:30

小学校・中学校・高校

和気町立和気小学校

〒709-0412 岡山県和気郡和気町藤野429
TEL.0869-93-1504 FAX.0869-93-3930

通学方法 4km以上はスクールバス
4km未満は徒歩

和気町立和気中学校

〒709-0413 岡山県和気郡和気町泉375-1
TEL.0869-93-1551 FAX.0869-93-3936

通学方法 6km以上はスクールバス
6km未満は自転車もしくは徒歩

和気町立佐伯小学校

〒709-0515 岡山県和気郡和気町米澤713
TEL.0869-88-0242 FAX.0869-88-1344

通学方法 4km以上はスクールバス
4km未満は徒歩

和気町立佐伯中学校

〒709-0511 岡山県和気郡和気町矢田223
TEL.0869-88-1319 FAX.0869-88-1361

通学方法 6km以上はスクールバス
6km未満は自転車もしくは徒歩

和気町立本荘小学校

〒709-0441 岡山県和気郡和気町衣笠550
TEL.0869-93-0113 FAX.0869-93-3931

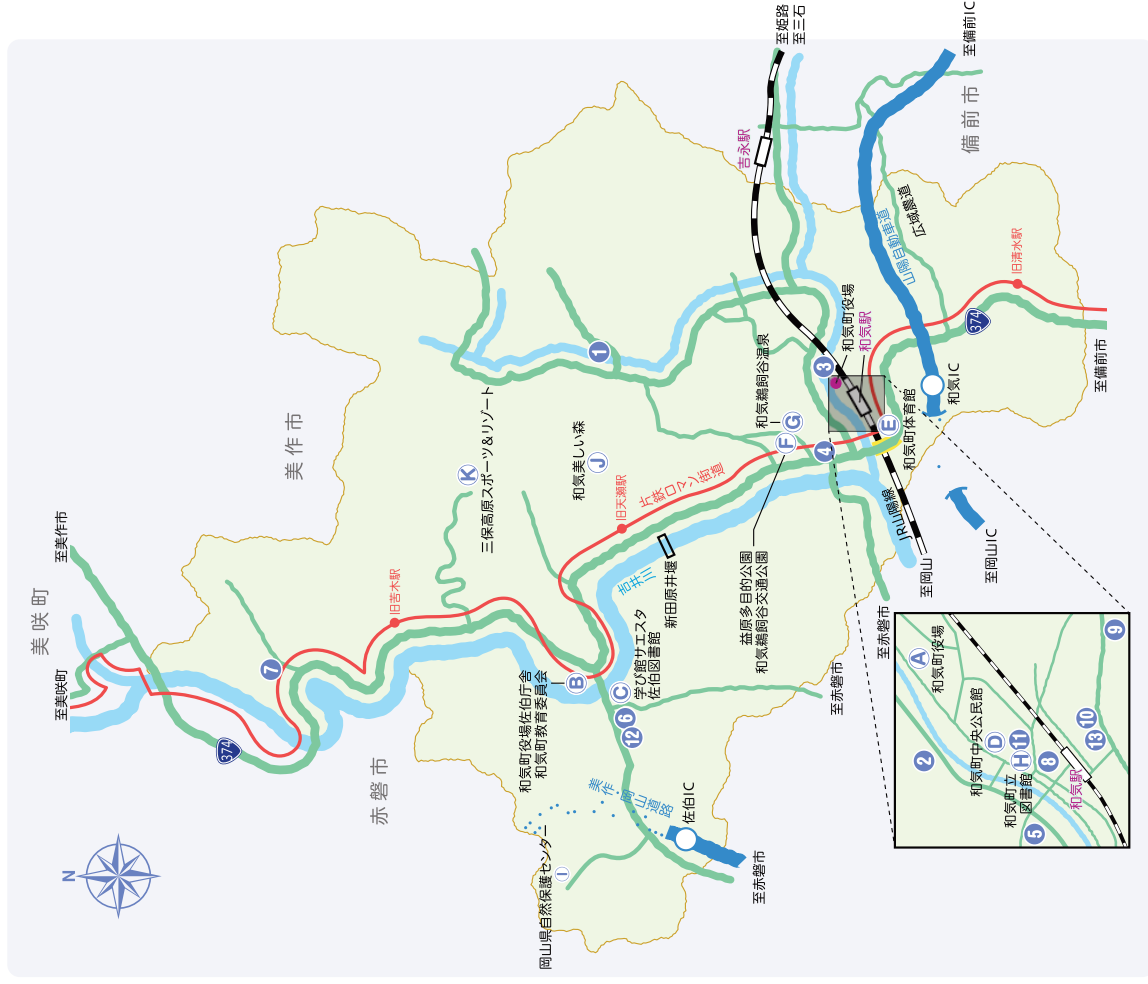
通学方法 4km以上はスクールバス
4km未満は徒歩

岡山県立和気岡谷高等学校

〒709-0422 岡山県和気郡和気町尺所15
TEL.0869-93-1188 FAX.0869-93-1010

病院・公共施設・遊び場マップ

和気町内の施設と、町民が良く利用する近隣の施設をまとめました。



医療機関

【病院】

- ① 日笠診療所
和気町日笠上405
TEL.0869-93-0308
- ② 大田原医院
和気町大田原321-1
TEL.0869-93-0035
- ③ 平病院
和気町尺所438
TEL.0869-93-1155
- ④ 北川病院
和気町和気277
TEL.0869-93-1141
- ⑤ 小谷医院
和気町和気480
TEL.0869-93-0555
- ⑥ 洪藤医院
和気町父井原434-1
TEL.0869-88-0023
- ⑦ 塩田診療所
和気町塩田644-1
TEL.0869-89-3005

【歯科】

- ⑧ 武内歯科医院
和気町福富616-1
TEL.0869-93-0118
- ⑨ 平井歯科医院
和気町衣笠671-1
TEL.0869-93-2600
- ⑩ はたがみ歯科
和気町衣笠855-1
TEL.0869-92-1486
- ⑪ 安達歯科医院
和気町衣笠947-7
TEL.0869-92-2848
- ⑫ 北川病院
和気町和気277
TEL.0869-93-1141
- ⑬ わかい歯科クリニック
和気町佐伯139-1
TEL.0869-88-9455

【眼科】

- ⑭ なかつか眼科
和気町衣笠873-2
TEL.0869-93-3015

公共施設

- ① 和気町役場本庁舎
〒709-0495 和気町尺所555
TEL.0869-93-1121
- ② 和気町役場佐伯庁舎
〒709-0511 和気町失田305
TEL.0869-88-1101
- ③ 和気町教育委員会
〒709-0511 和気町失田305
TEL.0869-88-1157
- ④ 学び館サエスタ
〒709-0521 和気町父井原430-1
TEL.0869-88-9110
- ⑤ 和気町中央公民館
〒709-0422 和気町尺所7-1
TEL.0869-93-1237
- ⑥ 和気町体育館
〒709-0442 和気町福富312-1
TEL.0869-93-3592
- ⑦ 益原多目的公園
〒709-0452 和気町益原681-1
TEL.0869-93-3481
- ⑧ 和気鶴飼谷温泉
〒709-0452 和気町益原666-1
TEL.0869-92-9001
- ⑨ 和気町立図書館
〒709-0422 和気町尺所2-7
TEL.0869-93-0433
- ⑩ 佐伯図書館
〒709-0521 和気町父井原430-1
TEL.0869-88-9112

子どもの遊び場

- ⑪ 和気鶴飼谷交通公園
和気町益原681-1
TEL.0869-93-3481
- ⑫ 岡山県自然保護センター
和気町田貫730
TEL.0869-88-1190
- ⑬ 和気美しい森
和気町木倉2605
TEL.0869-92-0670
- ⑭ 三保高原スポーツ&リゾート
和気町南山方144
TEL.0869-88-1418
- ⑮ 山陽ふれあい公園
赤穂市正崎1368
TEL.086-955-4432
- ⑯ 赤穂海浜公園
赤穂市御崎1857-5
TEL.0791-45-0800

- ⑰ 小児科
こまざわ小児科
備前市伊部400-8
TEL.0869-63-3080
- ⑱ 備前市立吉永病院
備前市吉永町吉永中563-4
TEL.0869-84-2120
- ⑲ うえの内科小児科医院
赤穂市桜ヶ丘西4-1-11
TEL.086-956-0505
- ⑳ こやま小児科
赤穂市下市362-2
TEL.086-958-5056
- ㉑ 山陽クリニック
赤穂市上市141-1
TEL.086-955-7111
- ㉒ 耳鼻科
あまの耳鼻咽喉科
赤穂市日古木795-1
TEL.086-955-8191
- ㉓ こしむね瀬戸クリニック
岡山市東区瀬戸町光明台218-1
TEL.086-952-5330
- ㉔ 皮膚科
赤磐皮膚科形成外科
赤穂市日古木794
TEL.086-956-4112
- ㉕ 平島クリニック
岡山市東区東平島1041-4
TEL.086-297-0005
- ㉖ 産婦人科
丹羽病院
岡山市東区東平島1036-3
TEL.086-297-5511
- ㉗ 三宅医院
岡山市南区大福369-8
TEL.086-282-5100
- ㉘ 岡山医療センター
岡山市北区田益1711-1
TEL.086-294-9911
- ㉙ 赤穂市民病院
赤穂市中広1090
TEL.0791-43-3222